

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン

I はじめに

5月14日、県教育委員会は、政府による緊急事態宣言対象地域解除を踏まえ、学習保障を更に拡大していくために、「県立学校における学校再開等に係る対応について（5月8日付け教育庁通知）」を見直して、5月25日から本格的な授業再開を行うこととしました。

本ガイドラインは、このことを受け、部活動を再開するに当たっての基準や再開後の感染拡大予防のための留意点について、スポーツ庁や日本スポーツ協会が策定したガイドライン、これまでの本県専門家会議の御意見等を参考にまとめてあります。

なお、部活動を行うに際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び本県の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

II 基本的な考え方

5月25日(月)以降は、本格的に授業を再開することとしているが、県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からの御意見等を踏まえ、可能な限り感染及び拡大のリスクを低減させながら、段階的に部活動や学校行事等の教育活動を拡大していくこととしている。

この場合、感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという、「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行うことが求められている。

部活動についても、全職員がこの考え方を理解し対策を講じる必要があり、実施にあたっては、生徒の体力が低下していることや本県の感染の状況等を踏まえるとともに、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に則り、以下に示す、「基本的な対策」等を遵守し活動するものとする。また、以下に示す「基本的な対策」等は、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員及び安全管理担当教員においても着実な取組みを行うことが必要である。

なお、本内容は、基本的に感染の状況が収束するまで継続するものとするが、今後の感染の状況等に鑑み、変更する場合は別途通知するものとする。

III 基本的な対策

1 校長及び部活動運営委員会（仮称）が対応すべき内容

(1) 校長は、部活動を実施させる場合には、上記「基本的な考え方」を踏まえ、通

常の部活動とは異なる活動であることを顧問（部活動指導員、安全管理担当教員を含む 以下省略）、生徒及び保護者に認識させること。

- (2) 校長は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたうえで、定期的な活動計画の確認及び活動内容の把握を行い、生徒の安全な活動の確保や教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。
- (3) 校長は、生徒の部活動への参加について、生徒本人と保護者に対し、感染症対策をしっかりと講じていることを説明したうえで、生徒及び保護者の意向を尊重し参加を強制することのないように顧問に指導すること。
- (4) 校長は、部活動における感染症対策として、部活動運営委員会（仮称）（以下、「委員会」と言う。）を開催し、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、以下に示すクラスター発生の3条件を避けるための対策を講じること。
- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらない。
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- (5) 校長は、当面の間、通常の活動（部活動等）に参加していない外部関係者等は運動及び文化活動に参加させないこと。（臨時講師、臨時コーチ、卒業生、他校生徒等）
- (6) 委員会は、下記IV 2（4）①に示した各活動場所における活動人数の目安を参考に、部活動時に多くの生徒ができるだけ集まらないようにするなど、三密を避けるように活動場所の割り当てを行うこと。
※活動場所等の割り当てについては、活動場所が密集しないための工夫や最終学年の残り少ない活動時間の確保の配慮等のため、最終学年から順に活動優先順位とすることも考えられる。
- (7) 委員会は、生徒による電車等の通学状況を踏まえた活動時間帯を設定すること。
※スポーツ保健課で、時差通学を考慮した、高校の下校モデルや活動割り当てモデルを示し、地区単位で協議する際に活用できる資料を準備予定。
- (8) 校長は、今後、学校において再び臨時休業を行う場合には部活動を中止とすること。

2 顧問が対応すべき内容

- (1) 顧問は、部活動を実施する場合には、活動計画を立て校長に提出すること。
- (2) 顧問は、生徒に運動をさせる場合には、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるとともに、生徒のけが防止には十分に留意すること。
- (3) 活動内容については、当面の間、下記「実施するにあたっての留意点」に基づいた活動内容で、自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は見合わせること。

3 活動日及び活動時間

活動日及び活動時間については、それぞれの時点における感染の状況等を踏まえて検討し、別途通知する。

4 感染防止対策

学校が運動及び文化活動を実施するにあたっては、別紙3の「部活動実施に向けた学校における点検チェックリスト」の項目について、活動前、活動中、活動後に全てチェックできる体制を整えてから活動するものとし、チェックできない項目があった場合には、活動を見合わせるか、対策を講じて改善に努めた後で活動するものとする。

IV 実施するにあたっての留意点

1 活動の内容

(1) 運動部について

- ① 運動種目に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2m以上）を空けさせること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- ② 簡易で基礎的な活動を基本とし、過度に息があがるような負荷の高い運動はさせないこと。
- ③ 小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っただけの発声をしったりしないように指導すること。
- ④ 対人競技（柔道、剣道、相撲等）においては、近距離での対人練習は行わせないこと。
- ⑤ チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。
※競技毎の留意事項については県高体連作成の別紙2「各競技の特性に応じた留意事項」を参照すること。
- ⑥ 簡易で基礎的な活動も含め、運動を行えば呼吸が少し早くなることから、できる限り2m以上間隔を空けさせること。
- ⑦ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りをさせること。
- ⑧ やむを得ず使い回す道具を使用させる場合には使用前後の消毒を行うとともに

に、生徒にこまめな手洗いを行わせること。

(2) 文化部について

- ① 演奏や合唱、演劇等の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、やむを得ず室内で行う場合は、向かい合っただけの活動は避け、少人数で、換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習するなど、工夫して活動すること。集団活動は避けること。
- ② 吹奏楽等は、楽器を共有させないこと。
- ③ その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう工夫すること。
※文化部毎の留意事項については県高文連作成の資料を後日送付する予定であるので参照すること。

2 感染防止対策

(1) マスクの着用について

- ① 顧問はマスクを着用すること。
※顧問が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさをを感じる場合には外すことも可。ただし、特に説明をする時にはマスクの着用すること。
- ② 生徒は、運動を行う場合、2m以上の間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。

※「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」(R2.5.21 スポーツ庁)を参照のこと

(2) 顧問の対応について

- ① 顧問は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のあるときは指導しないこと。
- ② 顧問は、参加生徒に対し(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。
- ③ 顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。
- ④ 顧問は、生徒の参加状況を把握すること。
- ⑤ 顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布のうえ指示するなど、なるべく声を出さないように指導すること。

- ⑥ 一年生については、部活動への登録が済んでいないことが予想されるため、学校が再開され部活動への登録が済むまでは、本活動への参加は見合わせること。ただし、一年生本人が既に入部の意志を固めている生徒については、保護者と校長の了承のもと、安全に十分留意して無理のない活動を体験させることも考えられる。
- ⑦ 健康診断を年度当初に実施できていない場合、家庭との連携（健康調査票等を活用）や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する引継ぎ事項）、等に留意し、活動前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮すること。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に実施すること。
- ⑧ 顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くすること。
- ⑨ 顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行うこと。

（３）生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認すること。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある者は参加しないこと。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し顧問に知らせること。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせること。
- ⑤ 活動後は速やかに後片付けをして下校すること。
- ⑥ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと

（４）活動場所について

- ① 使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒が集まらないようにすること。
 - ◆活動場所における活動人数の目安
 - 屋内：体育館(バスケットボールコート2面)40人以下、
屋内プール(25m)20人以下、柔・剣道場(コート1面)7人以下
 - 屋外：グラウンド50人以下、テニスコート(コート1面)6人以下、
屋外プール(25m)20人以下
 上記を目安とするが、活動時に密集しないよう、練習内容を工夫すること。
- ② 屋内の場合はこまめに換気を行い（1時間に1～2回程度）、常にドアを広く

開け、窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。

- ③ 活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をすること。
- ④ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が手を触れる箇所（ドアノブなど）の消毒など定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施すること。
- ⑤ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。
- ⑥ プールにおいては、プール内やプールサイド等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないことや、特に更衣室等での密を避けるよう指導すること。

（5）更衣室・部室について

- ① 更衣室や部室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② 部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にいることのないようにすること。
- ③ やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ④ 更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避けること。
- ⑤ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意するなどが考えられる。
- ⑥ 更衣室や部室内で複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

（6）活動場所付近の洗面所（トイレ）や手洗い場等について

- ① 洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。
- ② トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること。
- ③ 洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ④ 手洗い場等には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ⑤ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。布タオルを共用することは避けること。